

福岡市水道局会計年度任用職員 職務の概要

③灌漑施設維持管理員

採用予定人数	1人
応募資格	<p>次の①から⑤の要件をすべて満たす人</p> <p>①普通自動車運転免許を有する人（日常的な運転に支障がない人） ②パソコン操作ができる人（ワード・エクセル等） ③任用期間を通じて職務に従事することができる人 ④地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない人 【地方公務員法第16条（抄）】 ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの ・福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人 ※地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。 ⑤日本国籍を有しない人は、任用開始時に就労可能な在留資格を有する（見込みがある）人</p>
職務の概要	河川取水に関わる地元関係者との協議調整、農業用水パイプライン維持管理、灌漑ポンプ操作及び維持管理、河川水源状況調査、河川に関わる農水路使用状況調査、導水・農水路線及び日佐江地区等灌漑施設の巡視、導水・農水路線等の埋設協議及び工事立会、水利関係施設の巡視、番托取水場における設備管理業務補助 その他所属長が必要と認める業務
勤務場所	福岡市水道局浄水部高宮浄水場 番托取水場 (福岡県福岡市南区塩原4丁目27-1)
勤務日	4週を平均して1週間の勤務時間が27時間30分となるよう勤務を割り振ります。
休日	4週を通じ12休とする
勤務時間及び休憩時間	週の勤務時間：27時間30分 1日の勤務時間：(A)8:45から16:45 (B)8:45から16:15 休憩時間：60分
時間外勤務	有
給料	月額179,391円から193,287円（地域手当を含む） ※採用日前10年間において、本市職員（会計年度任用職員や臨時の任用職員、嘱託員を含む）として在職期間がある場合、その職歴に応じて、給与月額を決定します。
期末・勤勉手当	期末・勤勉手当：年2回（6月、12月）在職期間等に応じて支給します。
交通費	条例、規程等に基づき別途支給します。（月55,000円まで）
その他諸手当	条例、規程等の定めるところにより、時間外勤務手当などが支給されます。
休暇等	任用期間に応じて年次有給休暇（1年間に最大16日）を付与します。 その他、育児、介護等に係る休暇制度があります。
社会保険等	任用期間に応じて健康保険（福岡市職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険、労災保険の適用があります。
公務災害	労働災害補償については、労働者災害補償保険法による補償制度が適用されます。
服務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）
その他の	<ul style="list-style-type: none"> 給与支給日：毎月20日（ただし、時間外勤務手当などの実績に応じて支給する手当については翌月20日） 採用までに関係条例、規程等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。